

諮問日：令和2年7月22日（令和2年度（最情）諮問第13号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第47号）

件名：司法研修所長の事務引継書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「令和2年5月に交代する予定の司法研修所長の事務引継書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年6月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令中という、前例のない異常事態の最中に司法研修所長が交代したことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所長の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、事務引継書は必ず作成しなければならないものではない。また、新たに着任する司法研修所長は、事務局長等の職員から、必要に応じて事務に関する説明を口頭で受けるなどして支障なく執務を行うことが可能であり、事務引継書を作成する必要もない。このことは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令中であっても、変わるものではない。したがって、

本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月18日 審議
- ④ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所長の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、事務引継書は必ず作成しなければならないものではない上、実際においても、新たに着任する司法研修所長は、事務局長等の職員から必要に応じて事務に関する説明を口頭で受けるなどして支障なく執務を行うことが可能であり、事務引継書を作成する必要もないとのことである。このような事務引継の実情などに照らせば、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令中の交代であったとしても、それだけで本件開示申出文書を作成する必要性が生じるとはいえないから、本件開示申出文書を作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子